

# 近江八幡市道及び法定外公共物の境界確定事務取扱要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市道及び法定外公共物の市有地（以下「市有地」という。）に係る境界の確定等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2条 この要綱で取扱う事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 近江八幡市道として認定している道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路の用に供されている土地（以下「道路用地」という。）と隣接する土地との境界の確定
- (2) 近江八幡市法定外公共物管理条例（平成22年近江八幡市条例第193号）に規定する本市が所有し、かつ、一般公共の用に供されている道路、河川、水路等で、道路法、河川法（昭和39年法律第167号）、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令の適用又は準用を受けないものと隣接する土地との境界の確定

## 第2章 境界確定事務

(境界確定申請)

第3条 自己の所有する土地と市有地との境界の確定協議をしようとする者（以下「申請者」という。）は、官民境界確定申請書（別記様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(費用の負担)

第4条 境界の確定に要する費用は、全て申請者の負担とする。

(申請者の範囲)

第5条 申請者は、市有地に隣接する土地の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 市有地に隣接する土地のうち、境界を確定しようとする土地（以下「申請地」という。）の所有者が法人の場合 法人の代表者。ただし、法人が解散又は倒産

しているときは、清算人又は破産管財人とする。

(2) 申請地の所有者が死亡している場合 相続人全員。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、相続人のうち1名でも申請することができるものとする。

(3) 申請地の所有者が複数の場合 所有者全員。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、当該所有者のうち1名でも申請することができるものとする。

(4) 申請地の所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合 法定代理人。この場合において、法定代理人は、法定代理人であることを証する書面を添付し、土地の所有者を記名の上、法定代理人が併記押印して申請する。

(5) 申請地が信託財産の場合 委託者及び受託者。この場合において、申請者は、信託原簿の写しを添付しなければならない。

2 公共事業を施行するために境界の確定が必要な場合は、前項の規定にかかわらず、施行主体の官公署が申請者となることができるものとする。この場合において、申請者は、申請地の所有者の同意が確認できる資料を添付しなければならない。

(事前調査)

第6条 市長は、第3条に規定する申請があったときは、内容を審査し、境界の確定協議を行うに当たって必要な調査を行うものとする。

2 申請者は、申請地及び申請地の周辺地域において不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図（以下「第14条第1項地図」という。）が存在する場合は、境界の確定に必要となる境界点を座標値に基づき立会の日までに現地に復元し、立会者が確認できるように努めなければならない。過去に確定した境界点が存在する場合においても、同様とする。

(立会等の通知)

第7条 市長は、立会を行う場合において、申請者に対し、現地での立会の日時その他必要な事項を官民境界確定現地調査について（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、現地での立会が必要であると認められる利害関係人その他参考人に対し

ては、申請者から立会を依頼させるものとする。

(立会人の必要範囲)

第8条 現地での立会は、申請地の土地の所有者及び利害関係人その他参考人を行うものとする。ただし、申請地の所有者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 申請地の所有者が法人の場合 法人の代表者又は代表者がその権限を委任した者。ただし、法人が解散又は倒産しているときは、清算人又は破産管財人とする。

(2) 申請地の所有者が死亡している場合 相続人全員。ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、その相続人とする。この場合において、当該相続人は、戸籍謄本、遺産分割協議書等の相続関係を証明する書類を提出するものとする。

(3) 申請地が共有名義の場合 共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合で、共有者全員で立会することが困難と市長が認めたときは、管理組合等の規約に基づき定められた代表者とする。この場合において、当該代表者は、管理組合等の規約の写し又は境界確定を行う権限を有する代表者であることを証明する書類を提出するものとする。

(4) 申請地の所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合 法定代理人

(5) 申請地が信託財産の場合 委託者及び受託者

2 現地での立会を求める利害関係人は、次に掲げる者とする。

(1) 申請地の両隣の土地の所有者。ただし、当該土地の所有者が死亡している場合は、相続人の代表者のみの立会でも差し支えないものとする。この場合において、当該相続人の代表者は、相続関係図及び相続人代表者を証する戸籍等を提出するものとする。

(2) 境界の確定を行う市有地を挟んだ申請地の反対側の土地（以下「対側地」という。）の所有者。ただし、市有地が幅員4メートル以上の道路法の適用を受ける道路用地又は法定外公共物であって対側地に幅員4メートル以上の既確定又は4

メートル以上であることが明確な場合は、対側地の所有者の同時立会を省略することができるものとする。

3 現地での立会を求めるその他参考人は、次に掲げる者とする。

(1) 地元自治会長。ただし、申請地が第14条第1項地図が備え付けられている地域の範囲内に存在し、かつ、市長が認めた場合は、これを省略することができるものとする。

(2) 土地改良区関係者、水利組合関係者、古くからの地域の事情に詳しい者等  
(不調事案)

第9条 境界の確定協議において、次の各号のいずれかに該当する場合は、不調とする。

(1) 申請者と境界の確認が得られなかった場合

(2) 申請者とは境界の確認が得られたが、前条第2項に規定する利害関係人の承諾が得られなかった場合。ただし、次のいずれかに該当するときは境界を確定することができるものとする。

ア 申請地に隣接する土地の所有者から承諾が得られない場合で、申請地の隣の土地との境界に接しない地点までの一部確定とする場合。ただし、承諾が得られない理由及び経過について、申請者は報告書を提出するものとする。

イ 境界の確定を行う市有地が法定外公共物で、対側地が既に市有地との境界が確定済みであり、本市が定める幅員が確保できる場合

(3) 申請地の存在する地域の地図又は地図に準ずる図面（以下「公図」という。）が混乱しており、現地と位置関係が相違する場合又は位置関係が把握できない場合

(4) 申請地の所有者に変更があった場合。ただし、申請地の新たな所有者が境界確定申請の継続を希望することが確認できた場合は、この限りでない。

(5) 現地での立会后1年以内に境界確定協議書の提出がない場合又は特別の理由により提出が遅延する旨の申出がない場合。ただし、再度立会を行い境界が確認できた場合は、この限りでない。

2 市長は前項の規定により境界の確定協議が不調となったときは、申請者に官民境界確定申請書の返却について（通知）（別記様式第4号）により境界確定申請書を返却するものとする。

（公図が混乱している場合の処理）

第10条 公図が混乱している場合において、申請地と市有地との隣接関係が把握でき、かつ、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めたときは、前条第1項第3号の規定にかかわらず、境界の確認を行うことができるものとする。

(1) 申請地と申請地の隣の土地との隣接関係が把握できない場合であって、その公図混乱地域内の関係土地所有者全ての実印が押印され、その印鑑登録証明書が添付された書面（隣接証明書、不隣接証明書、筆界確認書等）の提出があり、その書面により隣接関係が把握できる場合

(2) 申請地の隣の土地が公図においてプラス表示、かつ、当該プラス表示地域内の土地の所有者の全てが同時に立会し、その境界確認に承諾が得られた場合

(3) 対側地のみが混乱している場合

(4) 申請地の地番が公図においてプラス表示、かつ、当該プラス表示地番内の土地の所有者の全てが申請地と同一所有者の場合

(5) 市有地のみが公図においてプラス表示の場合

（法定外公共物「里道・水路」の最低幅員）

第11条 公図に「道」及び「水」と表示されている里道及び水路の境界確定については、次に掲げる基準の幅員を必要とするものとする。

(1) 「道」のみの場合 0.9 m以上

(2) 「水」のみの場合 0.6 m以上

(3) 「道」と「水」が平行に隣接している場合 1.5 m以上

（境界確定協議書の作成及び提出）

第12条 申請者は、申請地と市有地の境界の確定協議が整ったときは、境界の確定協議が整った市有地に隣接する土地（以下「確定地」という。）の境界確定協議書（別記様式第4号。以下「協議書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて、

市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 確定地の所有者が法人の場合 代表者事項証明書

(2) 確定地の所有者が邦人で、外国に在住している場合

ア 住所の証明として、在外公館の在留証明書又は日本国の在外公館が存在しない地域にあっては、その地域を支配する権限ある官公署からの証明書

イ 印鑑等の証明書として印鑑登録証明書が得られない場合は、本人の署名及び押印に相違ない旨の在外公館の証明書

(3) 確定地の所有者が外国人、かつ、日本国外に居住する場合 各国官公署の証明した居住及び署名証明書

(4) 公図の訂正を行った場合 訂正後の公図

2 旧内務省、旧建設省、国土交通省等の名義の土地の場合において、市に譲与されていることが確認出来た場合には、近江八幡市に名義変更した後に確定協議に同意するものとする。

(境界確定申請の取り下げ)

第13条 申請者は、境界の確定申請の取り下げをしようとする場合は、任意様式による境界確定申請の取り下げに関する書面の提出するものとする。

2 市長は、申請者から前項に規定する書面の提出があったときは、申請者に官民境界確定申請書の返却について（通知）（別記様式第4号）により境界確定申請書を返却するものとする。

(境界標等の埋設)

第14条 申請者は、境界の確定協議が整ったときは、境界プレート、境界杭等を必要な箇所に設置するものとする。

2 官民境界で確定した点に設置する境界プレート、境界杭等は、確定地の所有者が埋設等をするものとする。

(境界確定協議書の交付)

第15条 市長は、第12条第1項の規定により提出された協議書を審査し、適正と

認めるときは、協議書に記名及び押印し、申請者に交付するものとする。

- 2 協議書を受領した者は、当該協議書を受領した旨の署名又は押印をしなければならない。

(確定協議書の保管)

第16条 市長は、協議書を関係書類とともに保管するものとする。

(境界確定済証明)

第17条 境界の確定協議後に境界確定の証明を申請しようとする者（以下「証明申請者」という。）は、境界確定協議済証明交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の全部事項証明書

- (2) 公図

- (3) 分筆図（境界確定後、土地を分筆した場合）

- 2 証明申請者が求めるときは、全部事項証明書は還付できるものとする。この場合において、証明申請者はそれぞれの書類の写しを提出しなければならない。

- 3 証明を申請できる者は、確定地の所有者とする。

- 4 市長は、第1項に規定する申請書を受領したときは、内容を審査し、適正と認めるときは境界確定協議済証明書（以下「証明書」という。）に次に掲げる書類を添えて、証明申請者に交付するものとする。

- (1) 確定協議書の鑑の写し

- (2) 位置図の写し

- (3) 公図の写し

- (4) 現況平面図の写し

- (5) 横断面図の写し

- (6) 測点図又は座標点リストの写し

- 5 証明書の交付に係る手数料は、近江八幡市手数料条例（平成22年近江八幡市条例第84号）の規定によるものとする。

第3章 公図訂正事務

(公図訂正承諾申請)

第18条 申請者は、公図が混乱している地域等で境界の確定を行うために、法務局へ公図の訂正の申し出を行う場合において、関係する土地の所有者として本市に公図の訂正の承諾を求めるときは、境界確定事務担当職員と事前に協議を行った上、公図訂正承諾申請書（任意様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 公図訂正承諾書又は同意書
- (2) 位置図
- (3) 公図（訂正前）
- (4) 公図訂正案（訂正後）
- (5) 訂正の理由書
- (6) 隣接土地所有者一覧表（別記様式第2号）
- (7) 関係土地所有者の承諾書の写し
- (8) 関係土地所有者の印鑑登録証明書の写し、関係土地所有者が法人の場合は印鑑登録証明書の写し及び代表者事項証明書の写し
- (9) その他市長が必要と認めた書類  
(費用の負担)

第19条 公図の訂正に要する費用は、全て申請者の負担とする。

(承諾書の交付)

第20条 市長は、公図訂正承諾申請書を審査し、適正と認めたときは承諾書に記名及び押印し、申請者に交付するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

位置図	<p>(1) 縮尺は1 / 1,500から1 / 2,500程度で、方位、周辺の建物、地形が記入されたもの</p> <p>(2) 申請地を黄色で着色し、申請箇所を朱線で表示する。</p>
公図	<p>(1) 公図の全部又は一部の写し（登記官が内容を証明した書面）を交付請求したもの又はその写し（発行後3月以内のもの）</p> <p>(2) 申請地が字界付近に位置していること等により、申請地と申請地に隣接する土地との位置関係が、複数の公図によらなければ把握できない場合は、それぞれの公図を接合した合成図</p> <p>(3) 前号の合成図には、合成図の作成年月日が記載され、作成者の記名押印がなされたもの</p> <p>(4) 第1号及び第2号には、申請地を黄色で着色し、申請箇所を朱線で表示する。</p>
現況平面図	<p>(1) 現地及び周辺の形状及び1筆毎の土地の位置が明確に把握できるよう道路用地、法定外公共物、側溝、家屋、垣根その他参考となる構造物等を正確に測量し明記した実測図面に、次の事項が記載されたもの</p> <p>ア 方位</p> <p>イ 縮尺</p> <p>ウ 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の土地の地番及び土地所有者名（共有の場合は、共有者全員）</p> <p>エ 市有地の種類（道路用地及び法定外公共物）。ただし、道路用地の場合は、道路名称</p> <p>オ 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川がある場合は、河川の名称等</p> <p>カ 境界確定の申請位置（境界確定申請線）</p>

	<p>キ 横断面図の位置を示す横断線</p> <p>ク 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の土地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置（境界確定済線）、確定年月日及び確定番号</p> <p>ケ 測量年月日及び図面作成年月日</p> <p>コ 測量者（作成者）の資格、肩書、署名及び押印</p> <p>(2) 縮尺は原則として、1 / 250 ~ 1 / 500 で、現況を表示するのに適当なもの</p> <p>(3) 境界確定申請線は朱線で表示し「境界確定申請線」である旨記載する。この場合において、境界確定申請線は、申請者が主張する境界線とする。</p> <p>(4) 境界確定済線は緑線で表示し、「境界確定済線」である旨記載する。</p>
横断面図	<p>(1) 現地及び周辺の形状が明確に把握できるよう道路用地、法定外公共物、側溝、家屋、垣根その他参考となる構造物等を正確に測量し明記した実測図面に、次の事項が記載されたもの</p> <p>ア 縮尺</p> <p>イ 申請地及び隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の対側地の地番及び土地の所有者名（共有の場合は、共有者全員）</p> <p>ウ 市有地の種類（道路用地及び法定外公共物）、地番、所有者名。ただし、道路用地の場合は、道路名称も併記する。</p> <p>エ 境界確定の申請位置（境界確定申請線）</p> <p>オ 対側地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置（境界確定済線）、確定年月日及び確定番号</p> <p>カ 測量年月日及び図面作成年月日</p>

	<p>キ 測量者（作成者）の資格、肩書、署名及び押印</p> <p>(2) 縮尺は原則として、1 / 50、1 / 100のいずれかで現況を表示するのに適当なものとする。</p> <p>(3) 横断面図の作成箇所は原則として、1筆の申請地に係る境界確定申請線の起終点付近の2箇所とする。ただし、市有地が法定外公共物の場合かつ1筆の申請地に対し対側地が2筆以上あるときは、その対側地の筆界付近も作成するものとする。</p> <p>(4) 境界確定申請線は朱線に表示し「境界確定申請線」である旨記載する。この場合において、境界確定申請線は、申請者が主張する境界線とする。</p> <p>(5) 境界確定済線は緑線に表示し、「境界確定済線」である旨記載する。</p>
<p>隣接土地所有者一覧表（別記様式第2号）</p>	<p>(1) 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲は次のとおりとする。</p> <p>ア 申請地</p> <p>イ 申請地と境界確定協議を行う市有地、ただし、市有地が無番地の場合は記載不要とする。</p> <p>ウ ア及びイと接する申請地の両隣の土地</p> <p>エ 対側地</p> <p>オ その他、特に市長が必要と認めた土地</p> <p>(2) 申請地を記載した欄全部を黄色で着色する。また、備考欄に申請地である旨記載する。</p>
<p>申請地の全部事項証明書</p>	<p>(1) 発行後3月以内の全部事項証明書</p> <p>(2) 全部事項証明書記載の土地所有者の住所が現住所と異なる場合は、住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明、商業登記簿謄本等で住所の沿革がわかる資料を添付させるものとする。</p> <p>(3) 原本とその写しの提出があった場合は、その写しを添付書類</p>

	とし、原本は還付できるものとする。
その他参考となる書類	(1) 地積測量図、土地実測図、古図等の参考となる書類 (2) 土地改良等による従前・従後の参考となる書類 (3) その他特に市長が必要と認めた書類

別表第2（第12条関係）

印鑑登録証明書  (代表者事項証明書)	(1) 協議書提出日より起算して1年以内の発行のもので、市保管分は原本を、確定地の保管分はその写しを添付する。 (2) 共有地については共有者全員の印鑑登録証明書を、土地所有者が死亡している場合には、相続人全員の印鑑登録証明書を添付する。
承諾書（別記様式第5号）	(1) 同時立会を求めた第9条第2項及び第3項に規定する土地所有者、利害関係人及びその他参考人等が、確定した境界に関して承諾した事を証明するものとして記名押印をすること。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ定めるところによるものとする。 ア 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産しているときは清算人又は破産管財人とする。 イ 土地所有者が死亡している場合は、被相続人氏名及び相続人である旨記載のうえ、記名押印する。（申請地以外は相続人代表だけで可とする。ただし、相続関係が確認できる書類を提示のこと） ウ 土地の権利が共有の場合は、共有者全員とする。ただし区分所有建物の敷地又は墓地等の場合で、共有者全員に承諾を求めるときが困難なときは、管理組合等の代表者とする。 エ 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐

	<p>人、補助人等を必要とする場合は、土地所有者氏名及び法定代理人である旨記載のうえ、記名押印する。</p> <p>オ 自治会長、自治会名称及び肩書を記入のうえ記名し、自治会長の職印を押印する。</p> <p>(2) 承諾書への記名押印は、境界確定協議書の作成部数分全部に求めるものとする。</p>
位置図	<p>(1) 縮尺は1 / 1,500から1 / 2,500程度で、方位、周辺の建物、地形が記入されたもの</p> <p>(2) 確定地を黄色で着色し、確定箇所を朱線で表示する。</p>
公図	<p>(1) 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する地図又は地図に準ずる図面（公図）の全部又は一部の写し（登記官が内容を証明した書面）を交付請求したもの又はその写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>(2) 確定地が字界付近に位置していること等により、確定地と確定地に隣接する土地との位置関係が、複数の地図又は地図に準ずる図面（公図）によらなければ把握できない場合は、それぞれの地図又は地図に準ずる図面（公図）を接合した合成図</p> <p>(3) 上記(2)の合成図には、合成図の作成年月日が記載され、作成者の記名押印がなされたもの</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)には、確定地を黄色で着色し、確定箇所を朱線で表示する。</p>
現況平面図	<p>(1) 現地及び周辺の形状並びに1筆毎の土地の位置が明確に把握できるよう道路用地、法定外公共物、側溝、家屋、垣根、境界標、その他参考となる構造物等を正確に測量し明記された将来にわたり復元可能な実測図面に、次の事項が記載されたもの</p> <p>ア 方位</p>

イ 縮尺

ウ 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の土地の地番及び土地所有者名（共有の場合は共有者全員）

エ 市有地の種類（道路用地、法定外公共物）。ただし、道路用地の場合は道路名称も併記する。

オ 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川がある場合は河川の名称等

カ 境界の確定位置（境界確定線、境界点）

キ 引照点、機械点（多角点）

ク 境界点間及び境界点から引照点間の距離

ケ 横断面図の位置を示す横断線

コ 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の土地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置（境界確定済線）及び確定年月日並びに確定番号

サ 測量年月日、図面作成年月日

シ 測量者（作成者）の資格、肩書、署名押印

(2) 縮尺は原則として、 $1/250 \sim 1/500$ で現況を表示するのに適当なものとする。

(3) 境界確定線は朱線で表示し、「官民境界確定線」である旨記載する。

(4) 引照点は都市再生街区基準点（D I D地区内）を利用する。近隣にこれらの基準点が存在しない場合、市有地側にある明確な永久的な構造物を用い、後日境界点復元に十分な点数とする。

(5) 距離は算用数字を用い、メートル単位とし、小数点第3位以下は切り捨てて表示する。

(6) 境界確定済線は緑線で表示し、「官民境界確定済線」である

	旨記載する。（確定番号、確定年月日）
横断面図	<p>(1) 現地及び周辺の形状が明確に把握できるよう道路用地、法定外公共物、側溝、家屋、垣根、境界標、その他参考となる構造物等を正確に測量し明記された将来にわたって復元可能な実測図面に、次の事項が記載されたもの</p> <p>ア 縮尺</p> <p>イ 確定地並びに隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の対側地の地番及び土地所有者名（共有の場合は共有者全員）</p> <p>ウ 市有地の種類（道路用地、法定外公共物）、地番、所有者名。ただし、道路用地の場合は道路名称も併記する。</p> <p>エ 境界の確定位置</p> <p>オ 対側地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置（境界確定済線）及び確定年月日並びに確定番号</p> <p>カ 測量年月日、図面作成年月日</p> <p>キ 測量者（作成者）の資格、肩書、署名押印</p> <p>(2) 縮尺は原則として、1 / 50、1 / 100のいずれかで現況を表示するのに適当なものとする。</p> <p>(3) 距離は算用数字を用い、メートル単位とし、小数点第3位以下は切り捨てて表示する。</p> <p>(4) 横断面図の作成箇所は原則として、1筆の確定地に係る境界確定線の起終点付近の2箇所とする。ただし、市有地が法定外公共物の場合で、1筆の確定地に対し対側地が2筆以上あるときは、その対側地の筆界付近も作成するものとする。</p> <p>(5) 市有地が法定外公共物の場合は、原則として幅員を記載する。</p>

	<p>(6) 境界確定線は朱線で表示し、「官民境界確定線」である旨記載する。</p> <p>(7) 境界確定済線は緑色で表示し、「官民境界確定済線」である旨記載する。(確定番号、確定年月日)</p>
<p>隣接土地所有者一覧表(別記様式第2号)</p>	<p>(1) 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲は次のとおりとする。(概ね3月以内に調査したもの)</p> <p>ア 確定地</p> <p>イ 確定地と境界確定協議を行う市有地。ただし、市有地が無番地の場合は記載不要とする。</p> <p>ウ ア及びイと接する申請地の両隣の土地</p> <p>エ 対側地</p> <p>オ その他特に市長が必要と認めた土地</p> <p>(2) 確定地を記載した欄全部を黄色で着色する。また、備考欄に確定地である旨記載する。</p>
<p>測点図及び座標点リスト</p>	<p>(1) 測点図及び座標点リストは次の事項が記載されたものとする。</p> <p>ア 方位</p> <p>イ 縮尺</p> <p>ウ 確定地及び隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の対側地の地番</p> <p>エ 市有地の種類(道路用地、法定外公共物)、地番、所有者名。ただし、道路用地の場合は道路名称も併記する。</p> <p>オ 境界の確定位置(境界確定線、境界点)</p> <p>カ 引照点、機械点(多角点)</p> <p>キ 座標点リストは境界点、引照点、機械点(多角点)の座標値を記載する。</p> <p>ク 境界点間及び境界点から引照点間の寸法</p>

	<p>ケ 測量年月日、図面作成年月日</p> <p>コ 測量者（作成者）の資格、肩書、署名押印</p> <p>(2) 縮尺は原則として、<math>1/250</math>、<math>1/300</math>、<math>1/500</math>のいずれかで現況を表示するのに適当なものとする。</p> <p>(3) 距離は算用数字を用い、メートル単位とし、小数点第3位以下は切り捨てて表示する。</p> <p>(4) 座標値は原則として、国家座標（世界測地系）を活用したものとする。</p> <p>(5) 境界確定線は朱線で表示し、「官民境界確定線」である旨記載する。</p>
引照点及び測点（境界点）の写真	

# 官民境界確定申請書

年 月 日

近江八幡市長 様

（申請者） 住 所

氏 名（又は名称）

連絡先

私所有の下記土地と貴職所管の公共用財産との境界を確認いただきたいので申請  
します。

## 記

### 1 土地の所在

近江八幡市 町 字 番地先

### 2 申請の目的

### 3 その他参考となるべき事項

延長	市道	m
	里道	m
	水路	m
	合計	m

### 4 添付書類

- (1) 位置図 1/1, 500～1/2, 500
- (2) 法務局備付公図
- (3) 現況平面図 1/250～1/500
- (4) 横断図 1/50、1/100
- (5) 隣接土地所有者一覧表
- (6) 全部事項証明書
- (7) その他

## 隣接土地所有者一覧表

土地の所在地 近江八幡市 町

字名	地番	地目	地積（㎡）		所有権者	備考

年 月 日

大津地方法務局東近江出張所で調査

調査者 \_\_\_\_\_ 印

(注)

- 1 登記簿のとおり記載すること。
- 2 公共用財産の隣接土地のすべて、すなわち境界確定申請に、利害関係を有する土地について、申請者、申請者以外の者の所有地を含めて記載すること。
- 3 実測面積が明らかなものについては備考欄にその面積を記載すること。

第 号  
年 月 日

様

近江八幡市長

## 官民境界確定現地調査について

年 月 日付で、申請のあったことについて、下記のとおり立  
会協議を行いますので通知します。

なお、自治会長（区長）、隣接（対側）者等の参集を配慮して下さい。

### 記

1 日 時

月 日（ ） 午前・午後 時 分

2 場 所

近江八幡市

町字

番地先

3 その他

別記様式第4号（第9条、第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

近江八幡市長

### 官民境界確定申請書の返却について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記の理由により返却します。

なお、再申請の場合は、本書の写しを添付してください。

記

申 請 地

返 却 理 由

## 官 民 境 界 確 定 協 議 書

市道・法定外公共物管理者近江八幡市長（以下「甲」という）と隣接土地所有者  
（以下「乙」という）との境界に関し協議を遂げ、別添現  
況平面図に表示された境界を確認のうえ同意する。

1 物 件 の 表 示

市道・法定外公共物

隣 接 土 地

2 立 会 い 年 月 日

年 月 日

3 境 界 の 位 置

別添現況平面図記載のとおり

年 月 日

甲 市道・法定外公共物管理者

近江八幡市長

乙 隣 接 土 地 所 有 者

住 所

氏 名

（実印）



別記様式第7号（第17条関係）

境界確定協議済証明交付申請書

年 月 日

近江八幡市長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

代理人等 連絡先

下記土地と市有地との境界に関し、協議済みであることを証明願います。

記

○ 物件の表示

市有地名

隣接土地

○ 確定年月日及び番号 年 月 日 第 号

○ 証明書の使用目的

[ ]

○ 「境界確定協議書」不所持の理由 （該当番号に○印）

1. 紛失 2. 引き継いでいない 3. 引き継いだが紛失した

第 号

年 月 日

上記の申請については、別添のとおり相違ないことを証明する。

近江八幡市長

【提出書類】

- 1 申請書 2通（正副）
- 2 全部事項証明書（申請者が土地所有者であること） 1通
- 3 公図 1通
- 4 分筆図（境界確定後、土地を分筆した場合） 1通